

聖籠町告示第21号

聖籠町軽自動車税減免要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年8月5日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町軽自動車税減免要綱の一部を改正する告示

聖籠町軽自動車税減免要綱（平成25年聖籠町告示第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第78条及び第79条に規定する軽自動車税」を「第69条の8に規定する環境性能割の減免並びに第78条及び第79条に規定する種別割」に改める。

第2条中「条例」の次に「第69条の8及び」を加える。

別表第1中

「

視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障害		3級	3級
音声機能障害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級から6級までの各級（注）	1級、2級及び3級の1
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変に	上肢機能	1級及び2級（2級のうち1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	1級及び2級（2級のうち1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）

よる運動機能障害	移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級（3級のうち1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）までの各級
----------	------	-------------	---

」

を

「

視覚障害		1級から4級までの各級	1級から4級までの各級
聴覚障害		2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障害		3級	3級
音声機能障害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
上肢不自由		1級及び2級	1級及び2級
下肢不自由		1級から6級までの各級 （注）	1級から3級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級 及び5級	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	1級及び2級
	移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級

」

に改める。

附 則

（施行期日等）

- この告示は、告示の日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改定規定は、令和元年10月1日から施行する。

2 この告示による改正後の別表1の規定は、平成31年4月1日から適用する。